添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の１月２日以降現住所に転入された方は、⑫から㉓までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
6　あなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
7　あなた又はあなたの扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍謄本又は抄本等）を添えて出してください。
8　㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
9　㉔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
10　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当額改定請求書及び児童扶養手当現況届並びにこれらに添えるべき書類等については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。